

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日決定）
における主要な取組について
（平成 21 年 12 月 22 日現在）

- 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 P. 3
- 学校における防犯活動の推進 〈文部科学省〉
 - 初動警察刷新強化による迅速かつ的確な警察活動の確保 〈警察庁〉
 - 振り込め詐欺対策の強化 〈警察庁〉
 - 携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底 〈総務省〉
 - 生活経済事犯への対策の強化 〈警察庁・消費者庁・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
 - 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視 〈農林水産省〉
 - 訪問販売等の規制強化 〈消費者庁〉
 - 模倣品・海賊版対策の強化 〈外務省・経済産業省〉
 - 税関相互支援協定等の締結 〈財務省〉
 - 女性に対する暴力をなくす運動の実施 〈内閣府〉
 - DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）の実施 〈内閣府〉
 - 児童ポルノ対策等の推進 〈警察庁〉
 - 子ども・女性を対象とした犯罪への対策 〈警察庁〉
 - 配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業の実施 〈内閣府〉
- 第2 犯罪者を生まない社会の構築 P. 5
- 少年の規範意識の向上のための取組の実施 〈文部科学省〉
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施 〈文部科学省〉
 - 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化 〈法務省〉
 - 福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援 〈法務省・厚生労働省〉
 - 刑務所出所者等就労支援事業の実施 〈厚生労働省〉
 - 自立更生促進センター等入所者に対する支援の実施 〈厚生労働省〉
- 第3 国際化への対応 P. 6
- 領海警備法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 国際船舶・港湾保安法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 税関における取締機器の配備・活用 〈財務省〉
 - 日中韓関税局長・長官会議等の開催 〈財務省〉
 - 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶 〈環境省〉
 - 密輸・密航水際対策の徹底 〈海上保安庁〉
 - 新たな在留管理制度の創設及び円滑かつ厳格な出入国審査の実施 〈法務省〉
 - 不法出入国取締官の設置 〈海上保安庁〉
 - 出入国・在留手続に係る利便性の向上等 〈法務省〉

- 外国人集住地域総合対策の推進 〈警察庁〉
- 中国との刑事共助等の実施 〈警察庁・法務省・外務省〉

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 P. 8

- 関税改正による暴力団排除対策の推進 〈財務省〉
- 銀行取引からの暴力団排除の推進 〈警察庁〉
- 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化 〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
- 厳格な銃砲刀剣類行政の推進 〈警察庁〉
- 薬物対策の総合的推進 〈警察庁〉
- 薬物事犯に対する取締りの徹底 〈厚生労働省〉
- 暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書の作成 〈環境省〉

第5 安全なサイバー空間の構築 P. 9

- インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有 〈内閣官房〉
- IT安心会議等の活用による関係省庁間の連携強化 〈内閣官房〉
- 違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施 〈内閣官房〉
- インターネット上の違法・有害情報の削除に向けた取組 〈警察庁〉
- 子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進 〈文部科学省〉
- インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発 〈総務省〉
- リテラシー向上の取組強化に向けた実証調査 〈総務省〉

第6 テロの脅威等への対処 P. 10

- APEC開催を踏まえたテロ対策の総合的推進 〈警察庁〉
- APEC開催に伴う海上警備に向けた準備の推進 〈海上保安庁〉
- 化学剤（化学兵器原料）等の管理 〈経済産業省〉
- テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 〈内閣官房〉
- 内閣情報分析官による情報分析・報告の実施 〈内閣官房〉
- カウンターインテリジェンス機能の強化 〈内閣官房〉
- 特別管理秘密の管理の徹底及び情報保全に関する研修等の実施 〈内閣官房〉
- 物流セキュリティの強化 〈外務省・財務省・国土交通省〉
- 海賊対策の強化 〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉
- 海賊対策に係る国際協力の推進 〈外務省・海上保安庁〉

第7 治安再生のための基盤整備 P. 12

- 地方警察官等の増員 〈警察庁〉
- 海上保安庁職員の増員 〈海上保安庁〉
- 海上保安体制の整備 〈海上保安庁〉
- 安全・安心科学技術プロジェクトの実施 〈文部科学省〉
- DNA型鑑定資機材の更新及びより高度なDNA型鑑定に関する研修の実施 〈警察庁〉
- 死因究明体制の強化 〈警察庁・海上保安庁〉
- 科学捜査力の充実・強化 〈海上保安庁〉

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

【学校における防犯活動の推進】〈文部科学省〉

地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させる安全教育を支援するなど、学校安全の取組を推進した。(第1-2-④)

【初動警察刷新強化による迅速かつ的確な警察活動の確保】〈警察庁〉

人材育成を始めとする警察通信指令の強化、現場警察官の事案対応力の強化等により、重大な事件や事故の発生に即応した迅速かつ的確な初動警察活動の推進を図っている。(第1-2-⑦)

【振り込め詐欺対策の強化】〈警察庁〉

平成20年10月、平成21年2月及び同年10月15日から11月14日までを「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」とし、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。また、凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの情報提供及び偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合における携帯電話事業者からの情報提供によって不正口座の開設及び携帯電話の不正契約の防止並びに検挙の推進を図る枠組みを構築した。(第1-3-①から⑤まで)

【携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底】〈総務省〉

平成20年12月の改正携帯電話不正利用防止法の施行により、本人確認義務が強化されたレンタル携帯電話事業者に対して、説明会の実施等を通じ、改正法の正確な周知に取り組むとともに、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督を引き続き徹底し、同法に基づく正しい本人確認が行われるよう監督している。(第1-3-④)

【生活経済事犯への対策の強化】〈警察庁・消費者庁・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

平成20年12月に犯罪対策閣僚会議の下に設置された、「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」において、「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策が検討され、その結果が平成21年6月に取りまとめられた。関係省庁において、当該検討の結果を受けた対策を推進している。(第1-4-①から⑤まで)

【食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視】〈農林水産省〉

全国に配置している「食品表示Gメン」(約1,800人)に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」(20名)を東京、大阪及び福岡に設置した。また、広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」や委嘱を受けた消費者が日常的にモニタリングを行う「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応した。(第1-4-①)

【訪問販売等の規制強化】〈消費者庁〉

平成21年12月1日から改正特定商取引法が施行され、訪問販売、電話勧誘販売及び通信販売については、別法で消費者被害の是正ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引を規制対象とする「指定商品・指定役務制の廃止」、訪問販売事業者に当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止する「再勧誘の禁止」、訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除を可能とする「過量販売規制」の導入等の規制強化を行った。（第1-4-③）

【模倣品・海賊版対策の強化】〈外務省・経済産業省〉

知的財産権の保護を図るとともに、自動車部品・医薬品等の危険な模倣品から消費者の健康・安全を守るため、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想について、知的財産保護に関心の高い国を中心に平成20年6月より交渉を開始し、以降6回にわたり会合を開催し、ACTAの早期実現に向けて、議論を積極的にリードし、主導的な役割を果たしている。

また、経済産業省において、平成21年2月、中国政府に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するため、「第6回知的財産保護官民合同訪中代表団」の派遣等を実施するとともに、同年6月の日中ハイレベル経済対話の際に、経済産業省と中国商務部との間で交換した「知財保護の協力と交流に関する覚書」に基づく日中知的財産権ワーキング・グループを同年11月に開催し、知財保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を実施している。（第1-4-⑤）

【税関相互支援協定等の締結】〈財務省〉

水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めており、平成20年度までに締結された18か国・地域に加え、平成21年度においては、新たにロシア（平成21年5月）及びイタリア（同年12月）と締結した。（第1-4-⑤）

【女性に対する暴力をなくす運動の実施】〈内閣府〉

毎年11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間中、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスターの作成等広報啓発活動を実施している。（第1-5-①）

【DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）の実施】〈内閣府〉

平成21年1月から、配偶者からの暴力の被害者を、相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルを設定し、自動音声により、指定の地域の最寄りの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを実施している。（第1-5-①、第1-7-④）

【児童ポルノ対策等の推進】〈警察庁〉

平成21年6月、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受けて将

来にわたり苦しむ被害児童をなくすため、取締り、流通防止対策及び被害児童支援の三点を柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ根絶に向けた総合的な対策を推進している。（第1-5-③、第5-3-①）

【子ども・女性を対象とした犯罪への対策】〈警察庁〉

全国の都道府県警察の本部において、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動を専門的かつ継続的に行うための専従の対策班を設置している。（第1-5-⑤）

【配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業の実施】〈内閣府〉

平成21年度は、配偶者からの暴力の被害者の自立を支援するため、被害者の置かれている状況等を考慮し、就労を支援する社会参画促進プログラムを試行している。今後、試行結果を取りまとめ、その普及を図ることとしている。（第1-7-④）

第2 犯罪者を生まない社会の構築

【少年の規範意識の向上のための取組の実施】〈文部科学省〉

平成21年度予算において、少年の規範意識等を育むための道徳教育の充実・強化のため、「道徳教育実践研究事業」等に係る予算（1,336百万円）を措置した。また、全ての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者に対して講習会を行うとともに、21年4月には、すべての大学一年生に啓発用パンフレットを配付した。（第2-1-①）

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施】〈文部科学省〉

いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。（第2-1-②）

【矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化】〈法務省〉

平成21年度において、刑務所出所者等の再犯防止のため、矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化を図った。（第2-2-①）

【福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援】〈法務省・厚生労働省〉

平成21年度、法務省においては、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示するとともに、全国57の更生保護施設を直ちに帰住先が確保できない場合の一時受入施設として指定した。

さらに、厚生労働省においては、平成21年度より、高齢又は障害により自立が困難な刑務所出

所者等が出所後直ちに福祉サービスを利用することができるようにするため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」の設置を支援している。（第2-2-②及び③）

【刑務所出所者等就労支援事業の実施】〈厚生労働省〉

関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。（第2-2-⑤）

【自立更生促進センター等入所者に対する支援の実施】〈厚生労働省〉

自立更生促進センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施している。（第2-2-⑥）

第3 国際化への対応

【領海警備法に基づく対応】〈海上保安庁〉

「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、外国船舶の正当な理由のない停泊、はいかい等を禁止するとともに、不審な航行をしている外国船舶に対しては、立入検査や退去命令を実施している。

【国際船舶・港湾保安法に基づく対応】〈海上保安庁〉

改正 SOLAS 条約に基づく「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の施行により、我が国に入港しようとする外航船舶等から事前の入港通報を受け、テロのおそれがある船舶に対して、必要に応じて立入検査等を実施している。なお、爆発物が発見されるなどした場合には、入港禁止を含む強制措置を実施することとなる。（第3-1-②）

【税関における取締機器の配備・活用】〈財務省〉

×線検査装置（移動式・出力可変式等）及び大型監視艇等を配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬、爆発物探知犬及び銃器探知犬を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。（第3-1-③）

【日中韓関税局長・長官会議等の開催】〈財務省〉

平成21年8月に日中韓3か国による第3回密輸情報交換実務者会合を開催し、密輸の情報交換を含めた3か国協力を一層積極的に推進することで一致した。また、同月に第3回日中韓知的財産作業部会を開催し、知財保護に関する情報交換や啓蒙活動を強化することに合意した。さらに、同年9月に開催した第3回日中韓3か国関税局長・長官会議において、知的財産侵害物品取締り、

密輸情報の交換等における3か国の税関当局の協力について議論を行うとともに、3か国税関間の協力を推進するための中・長期的な行動計画である「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」について議論し、署名により承認した。（第3-1-③）

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配付を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。（第3-1-③）

【密輸・密航水際対策の徹底】〈海上保安庁〉

薬物・銃器の密輸対策や船舶を利用した密航対策のため、巡視船艇、航空機による監視・警戒、外国からの入港船舶に対する立入検査・監視を実施しているほか、関連情報の収集・分析体制及び機動的な広域捜査体制の強化を図るとともに、国内外関係機関との情報交換等の連携を強化している。また、平成21年12月、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関を招聘して海上薬物取締セミナーを開催し、実務者レベルでの密輸情勢及び取締体制の現状に係る情報交換を推進するとともに、海上保安庁における取締手法の当該機関への移転を図った。（第3-1-③、第3-2-⑥、第4-3-③、第4-4-①及び④）

【新たな在留管理制度の創設及び円滑かつ厳格な出入国審査の実施】〈法務省〉

出入国管理及び難民認定法を改正して、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を創設するとともに、適法に在留する外国人の利便性を向上させる（平成24年7月までに施行）措置を講ずる。また、円滑かつ厳格な入国審査を実施するため、APIS等により得られた情報を活用するとともに、必要な増員及び予算を措置した。（第3-2-①及び②）

【不法出入国取締官の設置】〈海上保安庁〉

平成21年10月、不法出入国の行われる可能性の高い海岸を管轄する海上保安部署に不法出入国取締官5名を配置した。（第3-2-⑥）

【出入国・在留手続に係る利便性の向上等】〈法務省〉

出入国管理及び難民認定法を改正して、在留期間の上限を伸長し、一定の要件を満たす外国人が出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可の手続を不要とした（平成24年7月までに施行）。また、平成21年度において、地方公共団体と連携した入管・生活相談を行うワンストップ型総合相談窓口を設置した。（第3-3-①及び②）

【外国人集住地域総合対策の推進】〈警察庁〉

外国人集住地域への犯罪組織等の浸透の防止及び定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去を図ることを目的に、各種警察活動の推進、関係行政機関等との協調等を通じて、外

国人集住地域総合対策を推進している。(第3-4-②、第6-1-②)

【中国との刑事共助等の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成20年11月23日に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。また、平成21年2月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉の早期開始で一致した。(第3-4-⑦)

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

【関税改正による暴力団排除対策の推進】〈財務省〉

近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、平成21年度関税改正において、保税蔵置場等の許可、AEO(認定事業者)の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加し、平成21年7月より施行した。(第4-1-②)

【銀行取引からの暴力団排除の推進】〈警察庁〉

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、警察庁、金融庁、全国銀行協会等による検討を踏まえ、全国銀行協会が会員銀行等に対し普通預金取引等における暴力団排除条項の参考例を示すなど、銀行業界における反社会的勢力の排除を推進した。(第4-1-③)

【犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化】〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

金融機関、宅地建物取引業者等の各特定事業者に対し、それぞれの業務がマネー・ローンダリング等に悪用されることのないように、犯罪収益移転防止法に基づき、指導・監督の徹底に努めている。(第4-2-②)

【厳格な銃砲刀剣類行政の推進】〈警察庁〉

平成20年12月5日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が平成21年12月4日から全面施行されたところ、警察では、これまでに、所持の禁止の対象となった剣(ダガーナイフ)を1万1,744振回収するなど、銃砲刀剣類を使用した事件・事故を防止するための対策を推進している。(第4-3-①)

【薬物対策の総合的推進】〈警察庁〉

薬物の密輸・密売組織及び末端乱用者の検挙、国内外の関係機関と連携した薬物密輸の水際対策、麻薬特例法の適用による犯罪収益の剥奪、薬物乱用防止に向けた広報啓発活動等の総合的な薬物対策を推進している。(第4-1-②、第4-2-①、第4-4-①、第4-4-②、第4-

4-③及び第4-4-④)

【薬物事犯に対する取締りの徹底】〈厚生労働省〉

携帯電話、インターネットの利用による薬物密売に対する譲受け捜査の活用、覚せい剤密輸事犯に対する関係機関と合同でのコントロールドデリバリーの実施等に努めた。(第4-4-②)

【暴力団の不当要求等介入事例実態調査報告書の作成】〈環境省〉

平成21年3月までに産業廃棄物処理業界への不当要求等の実態調査とともに、その個別事例の収集を行い、「暴力団不当要求等介入事例実態調査報告書」を作成した。(第4-5-②)

第5 安全なサイバー空間の構築

【インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有】〈内閣官房〉

インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組を活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成20年度に10回、21年度に6回、情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。(第5-1-①)

【IT安心会議等の活用による関係省庁間の連携強化】〈内閣官房〉

IT安心会議を開催し、国内外のインターネット上の違法・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握や対処方法、国民への周知等について、関係省庁間の一層の連携強化を図る。(第5-1-②)

【違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施】〈内閣官房〉

「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を実施した。(第5-1-③)

【インターネット上の違法・有害情報の削除に向けた取組】〈警察庁〉

出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ、わいせつ画像等の違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務(サイバーパトロール)を平成20年10月から外部委託しており、平成21年上半期中は2,797件の違法情報につき通報がなされた。(第5-2-①)

【子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進】〈文部科学省〉

平成21年1月30日付けで、小中学校への原則持込み禁止等の指針を示した「学校における携

帯電話等の取扱いについて」の通知を発出した。同年2月に、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点や家庭におけるルールづくり等に関する啓発資料を作成・配付した。また、子どもたちの携帯電話の利用実態や携帯電話に対する意識等を把握するため、「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」を実施し、同年5月に公表した。(第5-2-②)

【インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発】〈総務省〉

平成21年度から、インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発のための予算措置を行い、独立行政法人情報通信研究機構において民間における活動を支援している。(第5-2-④)

【リテラシー向上の取組強化に向けた実証調査】〈総務省〉

平成21年度補正予算において、家庭・地域・事業者による連携したネット安全利用に向けた対策を促進する目的で、各地域における被害実態や必要な取組、関係者の果たすべき役割等に関する実証的な調査・分析を行うため、約1億円を措置した。(第5-3-③)

第6 テロの脅威等への対処

【APEC開催を踏まえたテロ対策の総合的推進】〈警察庁〉

平成22年に、APEC首脳会議等が我が国において開催され、テロの脅威が一層増すことを踏まえ、テロの発生を未然に防止するため、国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化、国内外における情報収集・分析機能の強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理体制の強化、重要施設、要人等の警戒警備の徹底等に努めている。また、万が一テロが発生した際における対応に万全を期するため、テロ等対処部隊の能力向上を図っている。あわせて、平成21年11月、警察庁に「2010年APEC警備対策委員会」を設置し、APEC首脳会議等の開催に向けた警備諸対策を推進している。(第6-1-③、第6-2-①、第6-2-④、第6-3-①、第6-4-①、第6-5-①、第6-5-③、第6-6-①、6-6-②及び第6-7-①)

【APEC開催に伴う海上警備に向けた準備の推進】〈海上保安庁〉

平成22年に、APEC首脳会議等が我が国において開催されることに伴い、海上保安庁においては、平成21年11月、「海上保安庁APEC海上警備対策準備本部」を設置した。テロ対策を含む海上警備対策に責任を有する海上治安機関として、海上警備を的確に実施するため関係機関と連絡を密にして、準備を進めている。(第6-2-④、第6-5-①)

【化学剤（化学兵器原料）等の管理】〈経済産業省〉

平成21年においては、平成7年以来実施してきた化学兵器禁止法の規制に基づく管理の徹底、立入検査等に加え、製造事業所による自主的なテロ対策の整備を促進するため、それら対策の基

本的要件について、事業所と周辺の関係行政機関との連携の可能性を含め検討している。また、ポリオウイルス、天然痘ウイルス等 113 種類の病原微生物及び毒素の保有状況及び管理状況について、当省所管団体及びその会員企業等を対象に調査を実施するとともに、対象企業に病原微生物及び毒素の適切な管理を要請している。（第 6-3-①）

【テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化】〈内閣官房〉

平成 20 年度、内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補を加え、情報部門と政策部門の連携を強化するとともに、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を新たに情報コミュニティに加え、政府内で情報をより効果的に活用する体制を強化したところであるが、引き続き、原則として年 2 回上記内閣情報会議を開催し、その結果を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を実施している。（第 6-4-①）

【内閣情報分析官による情報分析・報告の実施】〈内閣官房〉

平成 20 年度に設置された内閣情報分析官が、各省庁から提供される情報等、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行い、官邸幹部及び関係各省庁に高度の分析結果を報告している。（第 6-4-①）

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

我が国政府のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に提供している。（第 6-4-②）

【特別管理秘密の管理の徹底及び情報保全に関する研修等の実施】〈内閣官房〉

特別に秘匿すべき情報について特別な管理を行うため、各省庁において特別管理秘密制度を運用しており、内閣官房がその状況について把握を行っている。また、各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、平成 20 年度予算により、教材を作成し、各省庁に配付している。（第 6-4-②）

【物流セキュリティの強化】〈外務省・財務省・国土交通省〉

平成 21 年 3 月から横浜港南本牧ふ頭において、港において放射性物質検知能力を強化し核物質等の拡散防止を目的とする米国主導のメガポート・イニシアティブのパイロット・プロジェクトを実施している。（第 6-7-①）

【海賊対策の強化】〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉

防衛省においては、平成 21 年 3 月に海上警備行動を発令し、アデン湾に護衛艦 2 隻を、同年 5 月には固定翼哨戒機 P-3C 2 機を派遣した。

その後、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対

処するために必要な事項を定める「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を第171回通常国会に提出し、平成21年6月に成立した。

同法が7月に施行されたことから、防衛省においては、海賊対処行動を発令し、同法に基づき民間船舶を護衛するとともに、引き続きP-3Cによる警戒監視活動等を実施している。

また、国土交通省においては、自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。

さらに、海上保安庁においては、上記護衛艦に海上保安官8名を同乗させ、必要に応じて海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うこととしている。(第6-7-②)

【海賊対策に係る国際協力の推進】〈外務省・海上保安庁〉

外務省においては、ソマリア周辺海域沿岸国の海上取締能力の向上やソマリアの安定化という観点から、多層的な取組を実施した。

また、海上保安庁においては、平成21年9月、イエメン、ジブチ、オマーン等のソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関職員を招聘して、海上法執行能力向上のための専門家会議を実施した。

さらに、外務省及び海上保安庁においては、平成21年10月～11月、JICAの協力により、イエメン、オマーン、ケニア、タンザニア等の海上保安機関の幹部職員を招聘して「海上犯罪取締研修」を実施した。(第6-7-②)

第7 治安再生のための基盤整備

【地方警察官等の増員】〈警察庁〉

平成21年度において、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化を図るため、地方警察官959人の増員を措置した。平成22年度においても、科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化に努める。また、平成21年度において、警察庁職員等175人の増員を措置した。引き続き、警察庁職員等の所要の体制整備に努める。(第7-1-①)

【海上保安庁職員の増員】〈海上保安庁〉

平成21年度において、巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化等、海上における治安対策を強化するため現場要員等303名の増員を措置した。引き続き、必要な要員の確保に努め、海上保安体制の強化に取り組んでいく。(第7-1-②)

【海上保安体制の整備】〈海上保安庁〉

平成21年度において、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の代替整備のため、巡視船艇34隻(うち継続17隻)、航空機11機(うち継続5機)の予算を措置した。引き続き、速力、夜間監視能力等を強化し高性能化を図った巡視船艇・航空機への代替整備に努める。(第7-1-③)

【安全・安心科学技術プロジェクトの実施】〈文部科学省〉

平成19年度より、テロ対策に資する装置開発や知・技術の情報共有のため、安全・安心科学技術プロジェクトを実施している。(第7-1-⑫)

【DNA型鑑定資機材の更新及びより高度なDNA型鑑定に関する研修の実施】〈警察庁〉

平成21年度において、急増するDNA型鑑定需要に対処するため、DNA型鑑定機材の更新及び警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費(6,421百万円)を措置した。また、科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施している。(第7-2-④)

【死因究明体制の強化】〈警察庁・海上保安庁〉

警察庁においては、平成21年度において、適正な検視業務を推進するため、検視における画像検査等に係る経費(131百万円)を措置するとともに、検視に係る教養の充実、大学法医学講座等との連携の促進等を図っている。今後、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査研究を実施することとしている。

また、海上保安庁においては、死因究明体制の強化を図るため、検視施設の整備を推進している。(第7-2-⑥)

【科学捜査力の充実・強化】〈海上保安庁〉

これまで改ざんの有無を客観的に証明することができなかったデジタルカメラ撮影写真の犯罪捜査における証明力を確保する制度を整備した。(第7-2-⑦)